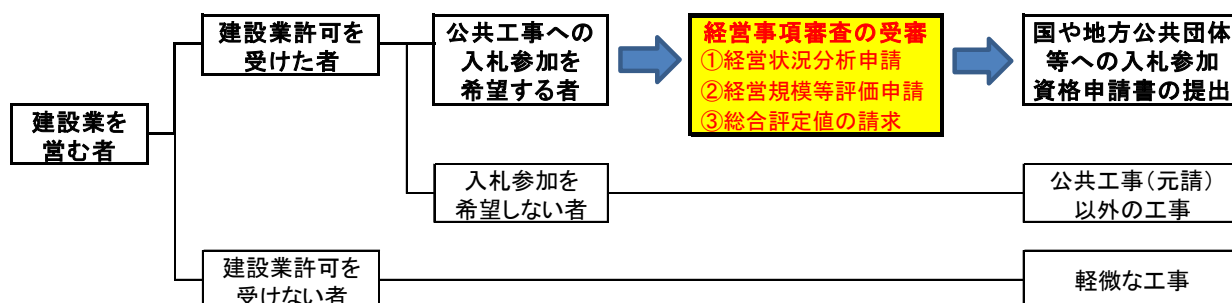


3 經營事項審查

3_1 経営事項審査（^{ケイシン}経審）とは

経営事項審査とは、国、地方公共団体など^{*1}が発注する公共工事を直接請け負おうとする業種ごとに建設業者が必ず受けなければならない審査です。

民間工事や下請工事のみを行う場合や、公共工事の入札への参加を希望しない業種については経営事項審査を受ける必要はありません^{*2}。



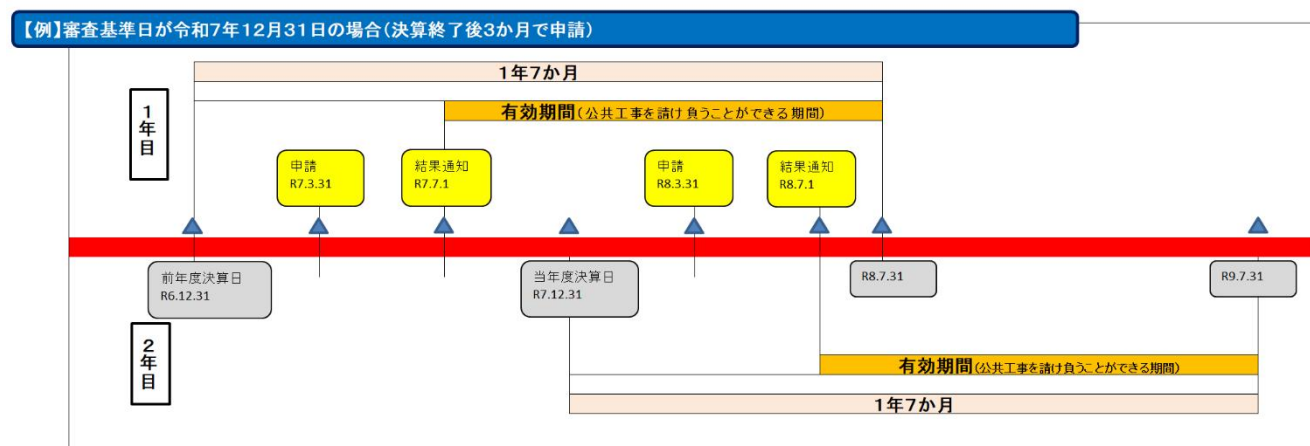
3_2 申請時期と有効期間

経営事項審査の申請は管轄の土木事務所又は西臼杵支庁^{*3}で随時受け付けています。

申請の期限については特に定めはありませんが、経営事項審査の有効期間（入札に参加できる期間）は、審査基準日（通常は決算日）から1年7か月と定められています。有効期間に空白が生じないようにするためには、前回の経営事項審査の審査基準日から1年7か月以内に次の経営事項審査の結果通知書の交付を受ける必要があります。

経営事項審査の申請書を提出してから結果通知書が手元に届くまでに約4か月程度を要しますので、逆算すると審査基準日から3か月以内に申請を行う必要があります。

以下の図は12月決算を例に示しています。



*1 独立行政法人や国立大学法人、政府関係機関等の一部も経審が義務づけられています。

*2 経審の申請は任意です。公共工事を実際に受注するか否かにかかわらず経審を受審することができます。

*3 大臣許可業者の場合は九州地方整備局に提出してください。

3_3 経審の審査項目

審査項目は、①経営規模X、②経営状況Y、③技術力Z、④その他の審査項目（社会性等）Wの4つに分けられ、それぞれが審査によって点数化され、その結果は評点で表されます。

$$\text{総合評定値（P）} = 0.25（X1） + 0.15（X2） + 0.20（Y） + 0.25（Z） + 0.15（W）$$

R8.6.30 以前 最高点：2,159 点 最低点：6 点

R8.7.1 以降 最高点：2,159 点 最低点：163 点

項目区分		審査項目		最高点	最低点	ウエイト	審査機関
経営規模等	経営規模	X1	①完成工事高(業種別)	2,309	397	0.25	宮崎県
		X2	①自己資本額 ②利払前税引前償却前利益	2,280	454	0.15	
	技術力	Z	①技術職員数(業種別) ②元請完成工事高(業種別)	2,441	456	0.25	
		その他の 審査項目 (社会性等)	W	①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	R8.6.30以前の申請		
	②建設業の営業継続の状況			2,073	▲1,837		
	③防災活動への貢献の状況			R8.7.1以降の申請			
	④法令遵守の状況						
	⑤建設業の経理の状況						
⑥研究開発の状況							
経営状況	Y	⑦建設機械の保有状況	2,073	▲788	登録経営 状況分析 機関		
		⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況					
		(負債抵抗力) ①純支払利息比率 ②負債回転期間 (収益性・効率性) ③売上高経常利益率 ④総資本売上総利益率 (財務健全性) ⑤自己資本対固定資産比率 ⑥自己資本比率 (絶対的力量) ⑦営業キャッシュフロー ⑧利益剰余金	1,595	0		0.20	

3_4 申請方法

(1) 経営状況分析（Y）

経営事項審査に必要な経営状況分析（Y）については、建設業法の規定に基づき国土交通省の登録を受けた機関（「登録経営状況分析機関」という。）が行います。

なお、経営状況の分析の申請の方法、必要書類等は登録経営状況分析機関（P 74 参照）にお問い合わせ下さい。

(2) 経営規模等評価（X・Z・W）

宮崎県知事許可業者は、宮崎県知事あての「経営規模等評価申請書」、その他必要書類を揃えて、主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所または西臼杵支庁へ直接（※）提出して下さい（建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）による申請も可）。

※郵送での受付はできません。

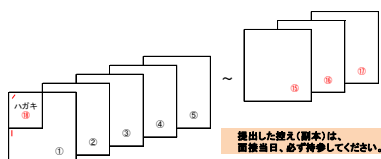
3_5 経営事項審査の申請書類（知事許可業者の場合）

1 提出書類（最新の申請様式以外は受け付けません）

- ① 経営規模等評価申請書・総合評価値請求書（1枚目）
- ② “ ” （2枚目）
- ③ 工事種類別完成工事高（別紙一）
- ④ その他の審査項目（社会性等）（別紙三）
- ⑤ 技術職員名簿（別紙二）
- ⑥ 技術職員名簿（雇用期間・監理技術者確認用）（別記様式1）
- ⑦ 実務経験者名簿（経営事項審査用）（別記様式2）
- ⑧ 建設機械の保有状況、エコアクション・ISOの取得状況（別記様式3）
- ⑨ CPD単位を取得した技術者名簿（様式第4号）
- ⑩ CPD単位取得者の確認書類として以下のもの
⑤又は⑨に記載した技術者のうち、CPD単位取得者のCPD認定団体によるCPD取得単位の証明書の写し（審査基準日前1年間の取得状況）
- ⑪ 技能者名簿（様式第5号）
- ⑫ レベル向上者及び控除対象者の確認書類として以下のもの
 - ・ ⑪に記載した技能者のうち、レベル向上者の能力評価（レベル判定）結果通知書の写し（審査基準日以前3年間に受けたもの）
 - ・ ⑪に記載した技能者のうち、レベル向上者の能力評価（レベル判定）結果通知書の写し（審査基準日の3年前の日以前に受けたもの）
 - ※ 初めて能力評価基準によるレベル判定を受けた場合は提出不要
 - ・ ⑪に記載した技能者のうち、レベル向上者と控除対象者が従事した建設工事の施工体制台帳の作業員名簿の写し
 - ※ 施工体制台帳の作成義務がない建設工事にのみ従事した場合は提出不要
- ⑬ ④のその他の審査項目で、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況に該当がある場合、確認書類として以下のもの
 - ・ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（様式第6号）
- ⑭ ④のその他の審査項目で、建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無に該当がある場合、確認書類として以下のもの ※令和8年7月1日以降の申請から
 - ・ 「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書（様式第7号）
- ⑮ ②の自己資本額に資本性借入金が含まれる場合、確認書類として以下のもの
 - ・ 「資本性借入金」該当証明書
- ⑯ 工事経歴書
 - ※ 直近1期分（ただし、初めて審査を受ける方は2期もしくは3期分が必要）
- ⑰ 手数料証紙貼り付け書^{*4}
- ⑱ 経営事項審査面接日時指定票（専用ハガキ^{*5}）

2 申請書の綴じ方

上記①～⑰の順番に並べ、下に示すイメージで左肩をホチキスで綴じてください。最後に、⑱の専用ハガキに必要事項を記載し、申請書の左側上部に綴じてください。



左記①～⑱以外の書類^{*6}については綴じ込まないでください。
面接時に持参すべき書類が添付されている場合がありますが、
面接時にはあらためてご準備していただくことになりますので
ご注意ください。

*4 手数料の額は書式（98ページ）の下段を参照してください。

*5 土木事務所、西臼杵支庁で交付します。申請書の提出の際に、郵便番号、住所、商号名称等を記載して添付してください。

*6 法人成、個人承継、合併等の場合は、上記①～⑱以外に別途確認資料等が必要ですので管理課にご相談ください。

経営事項審査申請書 提出書類チェックリスト

	書類名	様式番号	チェック欄	備考
1	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（1枚目）	様式第25号の14 （20001帳票）	☐	【全業者必須】
2	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（2枚目）	様式第25号の14 （20001帳票）	☐	【全業者必須】
3	工事種類別完成工事高（別紙一）	別紙1 （20002帳票）	☐	【全業者必須】
4	その他の審査項目（社会性等）（別紙三）	別紙3 （20004帳票）	☐	【全業者必須】
5	技術職員名簿（別紙二）	別紙2 （20005帳票）	☐	【全業者必須】
6	技術職員名簿（雇用期間・監理技術者確認用）	別記様式1	☐	【全業者必須】
7	実務経験者名簿（経営事項審査用）	別記様式2	☐	※実務経験が不要な資格保有者は提出不要
8	建設機械の保有状況、エコアクション21・ISOの取得状況	別記様式3	☐	※建設機械の保有（又はリース）がなく、エコアクション21やISOも取得していない場合は提出不要
9	CPD単位を取得した技術者名簿（技術職員名簿に記載のある者を除く）	様式第4号	☐	※記入対象となる技術者がいない場合又はCPD単位取得者もレベル向上者ともに0人の場合は提出不要（P86で作成の要否を確認してください。）
10	CPD単位取得者の確認書類として以下のもの			
	① 5又は9に記載した技術者のうち、CPD単位取得者のCPD認定団体によるCPD取得単位の証明書の写し（審査基準日前1年間の取得状況）		☐	※CPD単位取得者が0人の場合は提出不要
11	技能者名簿	様式第5号	☐	※記入対象となる技能者がいない場合又はCPD単位取得者もレベル向上者ともに0人の場合は提出不要（P86で作成の要否を確認してください。）
12	レベル向上者及び控除対象者の確認書類として以下のもの			
	① 11に記載した技能者のうち、レベル向上者の能力評価（レベル判定）結果通知書の写し（審査基準日以前3年間に受けたもの）		☐	※レベル向上者が0人の場合は提出不要
	② 11に記載した技能者のうち、レベル向上者の能力評価（レベル判定）結果通知書の写し（審査基準日の3年前の日以前に受けたもの）		☐	※レベル向上者が0人の場合は提出不要 ※初めて能力評価基準によるレベル判定を受けた場合は提出不要
	③ 11に記載した技能者のうち、レベル向上者と控除対象者が従事した建設工事の施工体制台帳の作業員名簿の写し		☐	※レベル向上者も控除対象者も0人の場合は提出不要 ※施工体制台帳の作成義務がない建設工事にのみ従事した場合は提出不要
13	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書	様式第6号	☐	※4のその他の審査項目において、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況が非該当の場合は提出不要
14	建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無の確認書類として以下のもの （令和8年7月1日改正以降の申請のみ）			
	① 「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書	様式第7号	☐	※4のその他の審査項目において、建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無が非該当の場合は提出不要
15	「資本金性借入金」該当証明書 （審査基準日が令和7年3月31日以降の申請のみ）		☐	※資本金性借入金がない場合は提出不要
16	工事経歴書	様式第二号	☐	【全業者必須】
17	手数料証紙貼り付け書		☐	【全業者必須】
18	経営事項審査面接日時指定票（ハガキ）		☐	【全業者必須】

3 経営事項審査申請書の作成等における留意事項等

参考資料として、最後に12か月決算の標準的な記載例を紹介しますので、申請書の記載要領とあわせて参考にし、記載間違い、選択間違い等のないように注意してください。

(1) 申請様式

法改正等に伴い、申請様式が変更される場合があります。作成前に必ず最新の様式であるかを確認してください。県のホームページ上でダウンロードできる様式が最新の様式となります。

(2) 前年度も経営事項審査を受けている場合は、工事経歴書は直近の決算期分のみ添付してください。

前年度に経営事項審査を受けておらず、「工事種類別完成工事高」で完工高の2年平均を選択した場合には前年度分の、3年平均を選択した場合には前年分・前々年分の工事経歴書も添付してください。

(3) 完成工事高の合算

建設業の許可を有しており、経営事項審査を受審しない一部の専門工事については、一式工事に合算できる業種があります。

なお、完成工事高を合算する場合でも、工事経歴書はそれぞれの業種毎に作成し、「工事種類別完成工事高」には合算した金額を記入し、その下の空欄に内訳を記載してください。

土木一式工事に合算できる業種

石、とび、解体、タイル、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道施設

建築一式工事に合算できる業種

大工、左官、とび、解体、屋根、タイル、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装、建具

電気⇄電気通信

相互に合算が可能

管⇄熱絶縁・水道施設

相互に合算が可能

とび⇄石・造園

相互に合算が可能

(注) 他の工事の完成工事高に合算した業種については、経営事項審査を受審していないこととなるため、公共工事を直接請け負うことができません。

(4) 実務経験者名簿（経営事項審査用）を提出してください。

実務経験期間の確認が必要な技術職員がいる場合には、実務経験者名簿を申請書に添付してください。

対象者は、技術職員名簿の有資格区分コード欄に「001」、「002」、「099」を記載した技術職員と、資格取得後一定期間の実務経験を必要とする技術職員（第2種電気工事士、給水装置主任技術者、2級技能士等）です。

対象者がいない場合は提出不要です。

(5) 審査の結果に誤りがあった場合

結果通知書の内容が、申請の内容と異なる場合は、結果通知書を受領してから30日以内であれば、再審査の申し立てができます。（詳しくは管理課までお問い合わせください。）

ただし、申請者側の理由（申請書記入誤り、技術者の申請漏れ・選択誤り、面接時の確認資料不足による内容認否等）による再審査は認められませんので、十分ご注意ください。

万一、面接を受けた後に申請書記載内容の誤り等に気付かれた場合、面接日より1週間以内の申し立てに限り、当該項目について申請内容の修正を受け付けます。

早急に管理課に申し出ていただくとともに、確認資料を提出してください。

(6) 許可業種を追加した場合、経営事項審査を受け直すことができます。

既に経営事項審査の結果通知を受けている審査基準日（直近の決算日に限る。）で、業種を追加した上で、再度、経営事項審査を受け直すことができます。

再経審を希望する場合は、通常どおりの申請書に、再経審の対象となる結果通知書を添付して提出してください。

ただし、従来から許可を持っていた業種の中で、経審を受けていなかった業種や、他の業種に完工高を合算した業種を追加して再経審を受けることはできません。

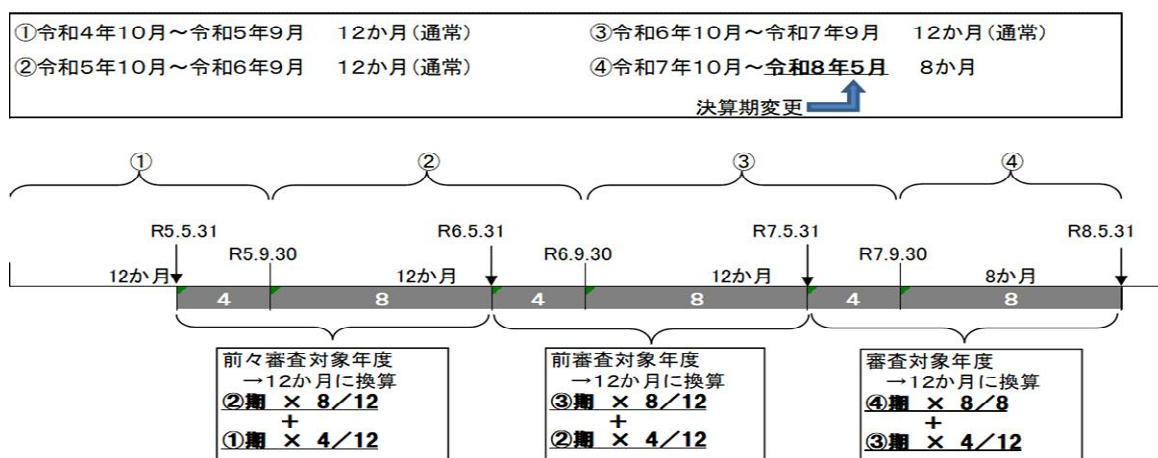
また、追加業種に関する技術者数、資格の追加は認めますが、他の審査項目については当初の経審の審査結果を修正・変更することはできません。

なお、審査手数料は追加分の業種だけでなく、すでに結果通知を受けた業種分の審査手数料も必要となります。

(7) 決算期を変更した場合

決算期を変更した場合、変更前の決算期の実績を按分し、12か月に換算して計上します。具体例としては、次のとおりです。（記載例はP77を参照）

【例】決算日を9月末から5月末に変更し、完成工事高は3期平均を選択する場合



※ 決算期変更の場合、換算報告書など追加で必要になる書類がありますので、事前に県土整備部管理課建設業担当にお問合せください。

(8) 結果通知書を紛失した場合

結果通知書の再発行はしていませんが、県に控えてある結果通知書に原本証明をする形で、結果通知書の写しの交付を受けることができます。

この場合は、発行手数料400円を県の収入証紙で納める必要があります。交付窓口は、県土整備部管理課建設業担当となりますので、会社の座判を持参の上、直接来課してください。（事前に来課日時をご連絡ください。0985-26-7176）

また、郵送でも受け付けています。県ホームページに掲載している「経営事項審査結果の確認証明申請書」に記入・収入証紙の貼り付け後、切手の貼った返信用封筒を必ず同封して送付してください。

3_6 面接日程及び面接会場

申請書を提出後、ハガキで日時と会場を指定して面接の案内通知をご案内します。

また、案内通知については今後電子メールへの移行を予定している＜QRコード＞
ます。URLまたはQRコードよりメールアドレスの登録をお願いいたします。

URL：<https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/surveys-alias/miyazaki-kensetsugyoukyoka>



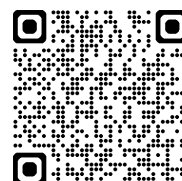
なお、面接スケジュールについては、県ホームページの「経営事項審査面接日程について」でもご案内していますので、参考にしてください。

宮崎県 経営事項審査 日程

検索



＜QRコード＞



面接は、土木事務所又は西臼杵支庁に申請書を提出した翌々月に行います。例えば、3月に申請書を提出された場合には、面接実施月は5月となります。

なお、指定会場以外での面接会場を希望される場合には、面接実施月に予定されている会場の範囲内で調整可能ですので、受付時に面接を希望する会場を申し出ください。また、翌々月以降の面接を希望される場合にも、その旨、申し出てください。（ただし、前月への前倒しは原則として認められません。）

ハガキでご案内した日程を変更したい場合は管理課へ直接ご連絡ください。

3_7 経営事項審査の結果の公表

経営事項審査の結果については、競争入札参加者選定手続の透明性の一層の向上による公正性の確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用といった観点から、公表が行われています。

＜QRコード＞



（財）建設業情報管理センター（C I I C）

ホームページで公表されています。



こちら

3_8 経営事項審査の虚偽申請への対応

経営事項審査の結果は、公共工事の発注者の入札参加資格審査において、建設業者の客観的な評価項目として大きなウエイトを占め、業者選定の際の重要な要素となることから、虚偽申請は絶対に許されるものではありません。

県としても、虚偽申請等の不正行為を徹底して排除するために、建設業者に対する立入調査をさらに強化するとともに、入札参加資格の停止や取消し・監督処分等、厳しく対応していくこととしています。（完成工事高の水増し等の虚偽申請～30日以上の営業停止処分など）

経営事項審査においては、完成工事高や技術者の水増し申請、完成工事高の不正な振り分け等の虚偽記載を行い、罰則等の適用を受けることのないよう十分に注意して、経営事項審査の申請書類の作成及び面接に臨んでください。

「経営事項審査申請の手引き」

宮崎県知事許可業者用の経営事項審査申請の手引きを作成しています。
申請書の作成にあたっては、必ず事前にこの手引きをよくお読みいただき、正確に記入したうえで申請いただくようお願いします。

手引きの最新版は、県庁ホームページ上で公開中

